

## 必要書類一覧（申請時）

### ≪全要件共通≫

必要書類	注意事項
①様式第3号（第7条関係） 低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯以外分）申請書（請求書） ②申請者の本人確認書類（運転免許証、保険証等）の写し ③マイナンバーの分かるもの（マイナンバーカード、通知カード等）の写し ④給付金の受取口座が確認できる書類（通帳またはクレジットカードのコピー） ※児童手当または特別児童扶養手当の口座と異なる口座を指定する場合のみ	②マイナンバーカードの写しを提出される方は、②③を兼ねます ③本人、配偶者等のマイナンバーが必要です ④ゆうちょ銀行を指定される方で通帳のコピーを添付される方は、通帳内の「振込用の店名・預金種目・口座番号（7桁）」が記載された箇所の写しを添付してください

### ≪要件別≫

所得要件	養育要件	必要書類	注意事項
(1)R4年度 住民税 非課税	(1)新規児童手当受給者	—	—
	(2)新規特別児童扶養手当受給者	—	—
	(3)R4.4 児童手当受給者（公務員）	—	公務員児童手当受給状況証明欄に所属庁（勤務先）での証明が必要となります
	(4)その他児童（高校生）養育者	—	—
(2)家計 急変	(1)新規児童手当受給者	①様式第4号（第7条関係） (1)簡易な <u>収入</u> 見込額の申立書【家計急変者】 (2)簡易な <u>所得</u> 見込額の申立書【家計急変者】	①(1)(2)どちらかの提出が必要です (1)給与、年金収入の方、事業、不動産収入のある方で経費のない方、または経費を計上しなくても非課税基準を満たす方の様式です (2)給与、年金以外の収入のある方で、経費を計上することで非課税基準を満たす方の様式です ・どちらの様式においても、確認事項欄の「申請者氏名」「配偶者等氏名」は本人の自署が必要となります。ただし、⑥委任状を提出された場合は、委任を受けた者が代理署名することができます。 ②収入がない場合は、③の提出が必要となります。ただし専業主婦であるなど、収入がないことが明白である場合は提出の必要はありません ③「いつから」「どうして」非課税水準となったか、その経過等について詳細に記載することが必要となります ④②と同月における、扶養親族の収入額が分かる書類。ただし扶養親族がいない、専業主婦であり収入がないことが明白である場合は提出の必要はありません ⑤扶養親族の所得が、扶養対象となるか確認するために使用します。 ⑥委任者本人による作成が必要となります また、免許証等により、代理人本人であることの確認を行います
	(2)新規特別児童扶養手当受給者		
	(3)R4.4 児童手当受給者（公務員）		
	(4)その他児童（高校生）養育者	②収入額が分かる書類（給与明細等） ③【添付書類】様式第4号（第7条関係）収入状況申立書 ④【添付書類】様式第4号（第7条関係）扶養親族等の収入（所得）等申告書 ⑤④に記載した扶養親族のマイナンバーの分かるもの（マイナンバーカード、通知カード等）の写し ⑥委任状	

※その他、各様式に提出が定められている書類がありますので、各様式に記載された内容も併せてご確認ください。